

公立大学法人大阪特別招へい教員給与規程

制 定 令和 4. 3. 31 規程 363

最近改正 令和 7. 3. 31 規程 74

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第 45 条の規定に基づき、同条第 3 号に掲げる特別招へい教員（以下「特別招へい教員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 特別招へい教員の給与は、年俸、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当とする。

(定義)

第 2 条の 2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム特別招へい教員 勤務日数が週 5 日であるものをいう。
- (2) パートタイム特別招へい教員 勤務日数が週 5 日に満たないものをいう。

第 2 章 年俸の決定

(年俸)

第 3 条 フルタイム特別招へい教員の年俸は、別表第 1 に定める年俸表のとおりとする。
2 パートタイム特別招へい教員の年俸は、別表第 1 に定める年俸表の額に、その者の 1 週あたりの所定勤務日数を 5 で除して得られる割合を乗じて得られる額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(採用時の年俸)

第 4 条 新たに特別招へい教員となった者の年俸の額は、職務内容ごとに別表第 2 に定める号給の範囲内で、その者の業務内容及び経歴を勘案して決定した号給の別に応じ別表第 1 の標準欄に定める額とする。

(年俸の計算期間)

第 5 条 年俸の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(年俸の改定)

第 6 条 第 4 条に定める年俸の額は、契約期間を更新する際に、改定することがある。
2 年俸の改定は、その者の契約期間における人事評価、勤務状況等を勘案して別表第 1 の第 4 条の規定により決定された号給における（－1）欄、標準欄、（＋1）欄又は（＋2）欄のいずれかの額に改定する。

(年俸の情勢改定)

第7条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、年俸を改定することができる。

(年俸の決定の特例)

第8条 その者の従事する職務の内容、経歴等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前5条の規定にかかわらず年俸の額を決定することができる。

第3章 年俸の支給方法

(年俸の支給方法)

第9条 年俸は、12等分して毎月の給与支給日に支給する。

(新たに特別招へい教員になった者に対する支給方法)

第10条 計算期間の途中で新たに特別招へい教員になった者については、特別招へい教員となった日から年俸を支給する。

2 前項の適用を受ける者が当該計算期間に受ける年俸は、前条の規定による年俸の額を12月で除して得た額（以下「年俸月割額」という。）に、特別招へい教員となった日から計算期間の末日までの期間の月数（1月未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）を乗じて得た額を支給する。この場合、毎月の給与支給日に支給する年俸の額は、年俸月割額とする。

3 月の途中で特別招へい教員となった者については、前項に定める年俸のほか、年俸月割額を公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程（以下「フルタイム有期雇用教職員給与規程」という。）第10条の例により日割計算して得た額の特別招へい教員となった日以降の勤務した日数分を、特別招へい教員となった日の翌月の給与支給日に支給する。

(退職者等に対する支給方法)

第11条 特別招へい教員である者が、その職を離れたときは、その日（以下「離職日」という。）の翌日以降の年俸は支給しない。

2 前項の支給しないこととなる年俸は、当該計算期間の年俸月割額に、離職日から計算期間の末日までの間の月数（端数が生じたときはこれを切り上げる。）を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、月の途中でその職を離れた者については、年俸月割額をフルタイム有期雇用教職員給与規程第10条の例により日割計算して得た額の離職日以前の勤務した日数分を、離職日の属する月の給与支給日に支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、特別招へい教員である者が死亡したときは、死亡した日の属する月分の年俸を、死亡した日の属する月の給与支給日に支給する。

第4章 休職者等の基本年俸

(休職者等の年俸)

第12条 次の各号に掲げる休職等となった特別招へい教員のその間の年俸については、フルタイム有期雇用教職員給与規程第4章に定める休職等となったフルタイム有期雇用教職員に支給される給与の規定を準用して支給する。この場合、給料を年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 有期雇用教職員就業規則第12条第1項の規定による休職
- (2) 有期雇用教職員就業規則第41条第3号の規定による停職
- (3) 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業
- (4) 育児介護休業規程に規定する育児短日数勤務
- (5) 有期雇用教職員就業規則第36条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業

(欠勤等による年俸の減額)

第13条 特別招へい教員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、フルタイム有期雇用教職員給与規程第41条の規定を準用して、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの年俸額をその者に支給すべき年俸の額から減額する。

- (1) 公立大学法人大阪有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「有期雇用教職員勤務時間等規程」という。）第22条に規定する年次有給休暇
- (2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第30条第1項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第8号に掲げる休暇は、年13回を限度とし、1回について2日以内に限るものとする。
- (3) 有期雇用教職員勤務時間等規程第34条に規定する病気休暇
- (4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第36条第1項の規定により勤務しないことの承認を受けた日
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

(勤務1日又は1時間当たりの年俸額)

第14条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの年俸額は、年俸月割額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの年俸額は、次の計算式により得られる額とする。

「年俸の額」

「年間勤務時間」

3 前項に規定する年間勤務時間とは、次の計算式により得られる時間とする。

「年間勤務時間」＝「週所定労働時間数」×(365－「年間祝日等日数」)÷365×52

4 前項の週所定労働時間数及び年間祝日等日数の定義については、フルタイム有期雇用教職員給与規程第42条第4項の規定を準用する。

- 5 第3項に規定する年間勤務時間に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

第5章 手当

(通勤手当)

第15条 特別招へい教員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

- (1) フルタイム特別招へい教員及び勤務日数が週4日のパートタイム特別招へい教員
フルタイム有期雇用教職員給与規程第13条から第20条の4までの規定を準用する。
- (2) 勤務日数が週4日満たないパートタイム特別招へい教員 公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程第15条から第26条までの規定を準用する。

(時間外勤務手当)

第16条 有期雇用教職員勤務時間等規程第2章又は第3章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した特別招へい教員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより時間外勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム特別招へい教員 フルタイム有期雇用教職員給与規程第27条の規定を準用する
- (2) パートタイム特別招へい教員 パートタイム有期雇用教職員給与規程第32条の規定を準用する。

(夜間勤務手当)

第17条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した特別招へい教員には、フルタイム有期雇用教職員給与規程第28条の規定を準用して、夜間勤務手当を支給する。

(管理職員深夜勤務手当)

第18条 有期雇用教職員勤務時間等規程第17条の規定の適用を受ける特別招へい教員（以下「管理監督者」という。）が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、フルタイム有期雇用教職員給与規程第29条の規定を準用して、管理職員深夜勤務手当を支給する。

- 2 前2条の規定は、管理監督者には適用しない。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第19条 前3条に規定する手当の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「年俸の額」}}{\text{「年間勤務時間」}}$$

- 2 前項に規定する年間勤務時間は、第14条第3項から第5項までに規定により得られる

時間とする。

(時間外勤務手当等の計算)

第 20 条 時間外勤務手当等の計算については、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 31 条の規定を準用する。

第 6 章 給与の支払日等

(支給日)

第 21 条 第 9 条の給与支給日（以下「給与支給日」という。）は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。） その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給日は、翌月の給与支給日とする。

3 通勤手当の支給日は、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 19 条に定めるところによる。

(給与の支払方法等)

第 22 条 前条に定めるほか、給与の支払方法等については、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 6 章及び第 7 章の規定を準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(年俸の改定の取扱い)

2 令和 4 年 3 月 31 日に大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則に基づき特別招へい教員として在職し、有期雇用教職員就業規則附則第 7 項の規定により、引き続き特別招へい教員となった者の第 6 条の規定の適用については、同条に規定する契約期間には大阪市立大学の特別招へい教員としての契約期間を含むものとする。

附 則（令和 4. 9. 30 規程 629）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7. 3. 31 規程 74）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

号給	年俸額			
	- 1	標準	+ 1	+ 2
1	5,388,000	5,508,000	5,628,000	5,748,000
2	5,700,000	5,820,000	5,940,000	6,060,000
3	6,012,000	6,132,000	6,252,000	6,372,000
4	6,336,000	6,456,000	6,576,000	6,696,000
5	6,648,000	6,768,000	6,888,000	7,008,000
6	6,972,000	7,092,000	7,212,000	7,332,000
7	7,296,000	7,416,000	7,536,000	7,656,000
8	7,620,000	7,740,000	7,860,000	7,980,000
9	7,944,000	8,064,000	8,184,000	8,304,000
10	8,256,000	8,376,000	8,496,000	8,616,000
11	8,760,000	9,000,000	9,240,000	9,480,000
12	9,408,000	9,648,000	9,888,000	10,128,000
13	10,044,000	10,284,000	10,524,000	10,764,000
14	10,680,000	10,920,000	11,160,000	11,400,000
15	11,316,000	11,556,000	11,796,000	12,036,000
16	11,952,000	12,192,000	12,432,000	12,672,000
17	12,972,000	13,452,000	13,932,000	14,412,000
18	14,232,000	14,712,000	15,192,000	15,672,000
19	15,492,000	15,972,000	16,452,000	16,932,000
20	16,752,000	17,232,000	17,712,000	18,192,000
21	18,012,000	18,492,000	18,972,000	19,452,000
22	19,272,000	19,752,000	20,232,000	20,712,000

別表第2

職務の内容	適用する号給の範囲
助教の職務	1号給から5号給
講師の職務	4号級から8号給

准教授の職務	6号給から14号給
教授の職務	11号給から16号給
理事長が指定する教授の職務	17号給から22号給